



トピックス	TOP	MPD
S・A	2~4	2~4
論文	1	1

被疑者・被告人の権利

人身の自由

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない(憲法18条)。

① 趣旨

本条の趣旨は、「**個人の自由と尊厳の保障**」にある。特に、「**奴隷的拘束**」や「**意に反する苦役**」を明確に禁止することにより、**個人の自由を侵す不当な支配や強制労働からの解放**を保障することを目的としている。

② 奴隷的拘束・意に反する苦役

奴隷的拘束とは、人間の尊厳を否定するような**身体的拘束**をいう。
意に反する苦役とは、本人の意思に反する**強制的な労役**をいう。

③ 被疑者・被告人

被疑者とは、犯罪の嫌疑を受け捜査対象とされているが、**まだ公訴提起されていない者**をいう。

被告人とは、罪を犯したとして、**公訴を提起されている者**をいう。

憲法で保障されている被疑者・被告人の権利

法定手続の保障(憲法31条)

拷問を受けない権利(憲法36条)

黙秘権(憲法38条1項)

自白法則(憲法38条2項・3項)

不法に身柄拘束されない権利(憲法33条・34条)^{※1}

不法に住居侵入、搜索押収されない権利(憲法35条)^{※2}

公平な裁判所・迅速な公開裁判(憲法37条1項)

証人審問権(憲法37条2項前段)

証人喚問権(憲法37条2項後段)

弁護人依頼権(憲法37条3項)

遡及処罰の禁止(憲法39条前段前半)

一事不再理(憲法39条前段後半、後段)

被告人の権利

不法に身柄拘束されない権利(※1)は2027年1月号、不法に住居侵入、搜索押収されない権利(※2)は、2027年3月号で解説する予定です。



法定手続の保障

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない(憲法31条)。

① 趣旨

人身の自由についての基本原則である。**公権力を手続的に拘束することによって人権を手続的に保障していこうとするもの**であり、法の支配の現れといえる。

② 内容

憲法31条は、**手続の法定**だけでなく、**実体の法定**及び手続・実体双方の**内容の適正**の全てを保障する。

	法定	適正
実体面	刑法(罪刑法定主義)等	○ 刑罰法規の明確性 ○ 刑罰法規の内容の妥当性 ○ 罪刑の均衡
手続面	刑事訴訟法等	○ 被疑事実の要旨の告知 ○ 令状の提示 ○ 聴聞、弁明の機会の付与等

③ 行政手続との関係

憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続についても、**保障が及ぶことがある**(最判平4.7.1)。

拷問を受けない権利

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる(憲法36条)。

① 拷問

被疑者や被告人から**自白を得るために肉体的・精神的苦痛を与えること**をいう。明治憲法下でも禁止されていたものの、厳守されていなかったので「**絶対に**」禁止するとされた。

② 残虐な刑罰

不必要な精神的・肉体的苦痛を内容とする**人道上残酷と認められる刑罰**をいう。



刑罰としての死刑の合憲性

死刑は、火あぶり・はりつけ・さらし首・釜ゆで等、死刑の執行方法がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には憲法に違反するが、刑罰としての死刑そのものが一般に残虐な刑罰に当たるものではない(最判昭23.3.12)。



マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



虚偽公文書作成罪及び間接正犯の成否

X警察署刑事課のA巡查部長は、管内で発生した強盗事件の捜査において、連日、被疑者甲男の行動確認を行っていたが、甲男に全く動きが認められなかった。そこで、A巡查部長は、甲男の立ち回り先として把握していた乙女方への甲男の出入りが確認できたこととして、乙女方に対する搜索差押許可状を請求しようと画策した。その上で、内容が虚偽の行動確認に関する捜査報告書を作成し、自己の署名押印をして同報告書を完成させた。さらに、A巡查部長は、搜索差押許可状を請求すべく、強盗事件の一件書類に同報告書を添付して、情を知らない刑事課長に提出し、所要の記名押印をさせて搜索差押許可状請求書を完成させた。



問 この場合におけるA巡查部長の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡